

資治通鑑 第208卷

【唐紀二十四】 起旃蒙大荒落二月，盡強圉協洽，凡二年有奇。

■唐、吐蕃吐蕃、統国訳漢文大成 經子史部 第12卷 079p

中宗大和大聖大昭孝皇帝中神龍元年（乙巳，705年）

■二月，辛亥（47），帝は百官を帥いて上陽宮に詣りて太后の起居を問う。是より十日毎に一たび往く。

■【国号を唐に戻す】甲寅（50），國號（天授元年に周とす）を復して唐と曰う。郊廟、社稷、陵寢、百官、旗幟、服色、文字は皆な永淳以前の故事の如くす。復た神都（光宅元年に命名）を以て東都と為し、北都（天授元年に命名）を并州と為し、老君（高宗の乾封元年に老子の尊号を上りて玄元皇帝曰う。武后は革命し、改めて老君と曰う）を玄元皇帝と為す。

■【嶺南への流罪の頻発】乙卯（51），鳳閣侍郎、同平章事の韋承慶は高要（現・広東省肇慶市高要区）の尉に貶せられる。正諫大夫、同平章事の房融は除名され、高州（現・広東省陽江市陽西県）に流され、司禮卿の崔神慶は欽州（現・広西壮族自治区欽州市欽南区）に流される。楊再思を戸部尚書、同中書門下三品、西京留守と為す。（12-080p）

■【姚元之は獨り嗚咽流涕】太后之上陽宮に遷る也，太僕卿、同中書門下三品の姚元之は獨り嗚咽流涕す。桓彥范、張柬之は謂って曰く、

「今日は豈に公の涕泣する時を邪！恐らくは公の禍いは此より始まらん。」

元之は曰く、

「元之は則天皇帝に事えること久し、乍ち此に辭違す、^{たちま}悲しみは忍ぶ能わず。且つ元之は前日公に従いて奸逆を誅するは、人臣之義也。今日舊君に別れるとも、亦た人臣之義也、罪を獲ると雖も、實に甘心する所なり。」

是の日、出でて亳州（現・安徽省亳州市譙城区）刺史と為す。（姚元之は多智にして免れる）

【韋後の禍のはじまり】

■【皇后の父を王】甲子（0），妃の韋氏を立てて皇后と為し、天下に赦す。後の父の玄貞に追贈して上洛王と為し、母の崔氏を妃と為す。左拾遺の賈虛己は上疏して、以為く、

「異姓は王たらざるは、古今の通制なり。今中興之始め、萬姓は喁喁ぎようぎよう（魚が口を水面に出して、息をつく様。どうしてよいかわからないで、困り、苦しむ）として以て陛下之政を觀る。而るに先ず後の族を王とするは、德美を天下に廣める所以に非ざる也。且つ先朝は後の父に太原王（武後の父武士獲）を贈り、殷鑒（殷が夏の滅亡を手本とする。殷の鏡）遠からず、須く其の漸を防ぐべし。若し恩制已に行われると以てすれば、宜しく皇后をして固く讓ら令むべし、則ち益々謙冲之德を増さん矣。」

聽さず。

■【韋後は朝政に關与、武後の如し】初め、韋後は邵王の重潤、長寧、安樂の二公主を生む。上之房陵に遷る也（203卷光宅元年にあり）、安樂公主を道中に生み、上は特に之を愛す。上は房陵に在り后と同じく幽閉され、備に艱危を嘗め、情愛は甚だ篤し。上は敕使が至ると聞く毎に、輒ち惶恐して自殺せんと欲し、后は之を止めて曰く、

「禍福は常無し、寧ぞ一死を失わん、何ぞ遽に是くの如し！」

上は嘗て后と私^{ひそか}に誓いて曰く、

「異時は幸いに復た天日を見れば、當に惟だ卿の欲する所、相い禁御すべからず。」

再び皇后と為るに及び、遂に朝政に干預し、武后が高宗之世に在るが如し。桓彦范は上表して、以為く、

「《易》に稱す（易の家人の卦六十二の爻辭。王弼の注に云う、六二は内に居り中におり、履むこと其の位を得、陰を以て陽に応じ、婦人に正義を盡し、必ず遂げる所無く、中饋を職とし、異順なるのみ、是を以て貞にして既知なりと）、『遂げる^{ところ}攸無く、中饋に在り、貞にして吉なり』、《書》に稱す（書の牧誓の辭。辰は當に晨に作るべし。索は盡くるなり。婦人は外事を知るに喩える。雌は雄に代わりて鳴く時は、家盡き、婦は夫の政を奪うときは国滅ぶ）、『牝雞之^{あした}辰するは、惟れ家之^つ索くるなり』、伏して見るに陛下は臨朝する毎に、皇后は必ず帷幔を施し殿上に坐し、政事を預り聞く。臣は竊に觀るに古より帝王、未だ婦人と政を共にし而して國を破り身を亡ぼさざる者は有らざる也。且つ陰を以て陽に乗じるは、天に違ふ也。婦を以て夫を^{しの}陵ぐは、人に違ふ也。伏して願わくは陛下は古今之戒めを覽、社稷蒼生を以て念と為し、皇后をして専ら中宮に居りて、陰教（記に曰く、天子は男教を聴くき、后は女教を聴き、天子は陽道を理め、后は陰徳を治め、天子は外治を聴き、后は内職を聴き、教順は俗を成し、外内和順し、国家理治す。此れを盛徳と謂うと）を治め、外朝に出でて國政に^{あずか}干^{なか}る勿ら令めん。」

■ **【胡僧の慧范の妖妄】** 是より先、胡僧の慧范は妖妄を以て權貴之門に遊び、張易之兄弟と善し、韋后も亦た之を重んじる。易之の誅せらるるに及び、復た稱す、

「慧范は其の謀に預る」

と、功を以て銀青光祿大夫を加え、爵の上庸縣公を賜る、宮掖に出入し、上は數々微行して其の捨に幸す。

彦范も復た表して言う、(12-081p)

「慧范は左道を執りて以て政を亂す、請う之を誅すべし。」

と、上は皆な聽さず。

■ **【唐の宗室復興】** 初め、武后は唐の宗室を誅するや、才徳有る者は先ず死し、惟だ吳王之恪之子の鬱林侯の千里は褊躁（氣質狭小にして輕躁なる也）にして才無く、又た數々符瑞を獻ず、故に獨り免かるるを得たり。上は即位し、立てて成王と為し、左金吾大將軍に拜す。武后の誅する所の唐の諸王、妃、主、駙馬等、皆な人の葬埋する無く、子孫或は嶺表に流竄し、或は拘囚すること歷年、或は民間に逃匿し、人の傭保と為る。是に至り、制して州縣をして其の柩を求訪し、禮を以て改葬せしめ、官爵を追復し、其の子孫を召し、之をして承襲せしめ、子孫の無き者は為に後を擇びて之を置く。既に而して宗室の子孫は相い繼いで而して至り、皆な召見し、涕泣舞蹈し、各々親疏を以て爵を襲い官に拜すること差有り。

【武氏の復活、諸人事】

■ **【武后派の肅清の程度】** 二張之誅する也、洛州長史の薛季昶は張柬之、敬暉に謂つて曰く、
「二凶は除かると雖も、產（武三思）、祿は猶ほ在り、草を去るに根を去らざれば、終に當に復た生ずべし。」

二人は曰く、

「大事は已に定まり、彼は猶ほ機上の肉がごとき耳、夫れ何ぞ能く為さん！誅する所已に多く、復た益す可からざる也。」

季昶は歎じて曰く、

「吾は死所を知らず矣！」

朝邑尉の武強（漢の河間の武隧。唐には冀州に属す。直隸省保定道武強縣、現・衡水市武強縣）の劉幽求も亦た桓彦范、敬

暉に謂って曰く、

「武三思は尚ほ存す、公の輩は終に葬地無し。若し早く圖らざれば、臍を噬む（左傳に鄧三甥は鄧侯に楚子を殺さんことを勸めて曰く、若し早く図らざれば後に君は臍を噬まん）とも及ぶ無し。」

従わず。

■ **[武三思はまた韋后と通じる]** 上の女の安樂公主は三思の子の崇訓に適う。上官婉兒者、儀（死すること201 卷高宗麟徳元年にあり）之女孫也、儀は死し、掖庭に没入せられ、辯慧にして善く文を屬し、吏事に明習す。則天は之を愛し、聖歴より以後、百司の表奏は多く參決せ令む。上の即位するに及び、又た専ら制命を掌ら使め、益々之に委任し、拜して婕妤（皇帝の側室の称号の一）と為り、事を中に用いる。三思は焉に通じ、故に武氏に黨し、又た三思を韋后に薦め、引いて禁中に入り、上は遂に三思と政事を圖議し、張柬之等は皆な制を三思に受ける矣。上は韋后をして三思と雙陸（瓊を投じて以て十二碁を行ふ。各々六碁を行ふ。故に之を雙陸という。双六）せ使め、而して自ら旁に居り之が為に點籌す。三思は遂に后と通じ、是に由り武氏之勢いは復た振う。

■ **[張柬之は武氏肅清に失敗]** 張柬之等は數々上に諸武を誅するを勧め、上は聽かず。柬之等は曰く、「革命之際、宗室の諸李は、誅夷せられて略ぼ盡く。今天地之靈に頼り、陛下は正に返る、而るに武氏は官を濫りにし爵を僭し、按堵すること故の如きは、豈に遠近の望む所を邪！願わくは頗る其の祿位を抑損し以て天下を慰めよ！」

又た聽かず。柬之等は或は床を撫して歎憤し、或は指を弾いて出血し、曰く、

「主上は昔英王為り、時に勇烈と稱せらる、吾が諸武を誅せざる所以の者は、上をして自ら之を誅せ使め、以て天子之威を張ることを欲せし耳。今反りて此くの如し、事勢は已に去る、知る復た奈何！」

■ **[崔皎の諫言を洩らす]** 上は數々微服して武三思の第に幸し、監察御史（微使×）清河（漢の郡、鄧は貝州を帯びる。直隸省大名道清河縣治、現・河北省邢台市清河縣）の崔皎は密に疏し諫めて曰く、**(12-082p)**

「國命初めて復し、則天皇帝は西宮（上陽宮は洛陽宮城の西にあり）に在り、人心は猶ほ附會有り。周之舊臣は、朝廷に列居し、陛下は奈何して輕々しく外游する有りや、豫且之禍い（白龍は魚腹して豫且に困しめらる）を察せざるや！」

上は之を洩らし、三思之黨は切齒す。

■ 丙寅 (2)、太子の賓客の武三思を以て司空、同中書門下三品と為す。

■ 左散騎常侍の譙王之重福は、上之庶子也。其の妃は、張易之之甥。韋后は之を惡み、上に譖して曰く、「重潤之死するは（前卷長安元年にあり）、重福が之を為す也。」

是に由り濮州（621年武徳4年東平郡鄆城縣に濮州を置く、現・山東省荷沢市鄆城縣）員外刺史に貶し、又た均州刺史に改め、常に州司をして之を防守せ令め。

■ 丁卯 (3)、右散騎常侍の安定王之武攸暨を以て司徒、定王と為す。

■ 辛未 (7)、相王は固く太尉及知政事を譲り、之を許す。又た立てて皇太弟と為し、相王は固辭し而して止む。

■ 甲戌 (10)、國子祭酒の始平之祝欽明を以て同中書門下三品とし、黃門侍郎、知侍中事之韋安石を刑部尚書と為し、知政事を罷む。

■ 丁丑 (13)、武三思、武攸暨は新官爵及び政事を固辭す、之を許す、並びに開府儀同三司を加える。

■ 皇子の義興王之重俊を立てて衛王と為し、北海王之重茂を溫王と為し、仍って重俊を以て洛州牧と為す。

■三月，甲申（20），制す、

「文明已來の破家の子孫は皆な舊資廢を復す、唯だ徐敬業、裴炎は免限に在らず。」

■丁亥（23），制す、

「酷吏の周興、來俊臣等、已に死する者は官爵を追奪し、存する者（唐奉市、李秦授、曹仁哲）は皆な嶺南の惡地に流す。」

■己丑（25），袁恕己を以て中書令と為す。

■安車を以て安平王、武攸緒（隱棲は205卷萬歲通天元年にあり）を嵩山より征し、既に至り、太子賓客に除す。固く山に還るを請い、之を許す。

■制す、

「梟氏、蟒氏（200卷高宗永徽六年にあり）は皆な舊姓に復す。」

■〔帝は妖妄なる鄭普思・葉靜能を登用〕術士の鄭普思、尚衣奉御の葉靜能は皆な妖妄を以て上の信重する所と為り、夏，四月，墨敕（禁中より出で、中書門下に由らず）して普思を以て秘書監と為し、靜能を國子祭酒と為す。桓彥范、崔玄暉は固く執りて可かず、上は曰く、

「已に之を用いる、遽に改める容き無し。」

彥范は曰く、

「陛下は初めて即位し、制を下して云う、『政令は皆な貞觀の故事に依らん』と。貞觀中、魏徵、虞世南、顏師古は秘書監と為り、孔穎達は國子祭酒と為る、豈に普思、靜能之比ならん乎！」

庚戌（46），左拾遺の李邕は上疏して、以為く、

「《詩》三百、一言以て之を蔽えば（論語為政篇にあり、孔子の言）、曰く『思い邪無し』。若し神仙有り能く人をして死せざら令めば、則ち秦の始皇、漢の武帝は之を得たらん矣。佛は能く人の福利を為せば、則ち梁の武帝は之を得たらん矣。堯、舜が帝王の首為る所以の者は、亦た人事を修め而して已む。此の屬^{ともがら}を尊寵するは、何ぞ國に於いて補いあらん！」

上は皆な聽かず。

■〔魏元忠の復歸と新体制〕上の即位之日、驛して魏元忠を高要より召す。丁卯（3），都に至り、衛尉卿、同平章事に拜す。甲戌（10），魏元忠を以て兵部尚書と為し、韋安石を吏部尚書と為し、李懷遠を右散騎常侍と為し、唐休璟を輔國大將軍と為し、崔玄暉をして益府の長史を檢校せしめ、楊再思をして楊府の長史を檢校せしめ、祝欽明を刑部尚書、並同中書門下三品と為す。元忠等は皆な東宮の舊僚を以て之を褒する也（中宗の人事は徳を以て授けるに非ず）。乙亥（11），張柬之を以て中書令と為す。

■戊寅（14），故の邵王の重潤に追贈して懿德太子と為す。

■五月，壬午（18），周廟七主（204卷武后天授元年にあり）を西京の崇尊廟（天授二年）に遷す。制す、

「武氏の三代の諱は、事を奏する者は皆な犯すを得ず。」

■乙酉（21），太廟、社稷を東都に立てる。

■〔功臣に鉄券を配る〕張柬之等及び武攸暨、武三思、鄭普思等十六人を以て皆な功を立てる之人と為し、賜わるに鐵券を以てし、反逆に非ざるよりは、各々十死を愆^{ゆる}す。

■〔武氏反発勢力の不満〕癸巳（29），敬暉等は百官を帥いて上表し、以為く、

「五運（木火土金水の五徳の運）は迭^{たが}いに興り、事は兩つながら大ならず。天授の革命之際、宗室は誅竄せられて殆んど盡き、豈に諸武と並びて封ぜられるを得んや！今天命は惟新し、而るに諸武は封建すること舊の如し、並びに京師に居る、開闢以來未だ斯の理有らず。願わくは陛下は社稷の計を為し、遐邇の心に順

い、其の王爵を降し、以て内外を安んぜん。」

上は許さず。

■ **[崔湜は武三思に寝返る]** 敬暉等は武三思之讒を畏れ、考功員外郎の崔湜を以て耳目と為し、其の動靜を伺う。湜は上が三思に親しみ而して暉等を忌むを見、乃ち悉く暉等の謀を以て三思に告げ、反りて三思の用を為す。三思は引いて中書舍人と為す。湜は、仁師之孫也。

■ **[鄭愔と崔湜は武三思の謀主と為る]** 是より先、殿中侍御史の南皮の鄭愔は二張に諂事し、二張が敗れ、宣州（安徽省宣城県）司士參軍に貶せられ、賊に坐し、亡げて東都に入り、私に武三思に謁す。初め三思を見るや、哭すること甚だ哀し、既に而して大いに笑う。三思は素より貴重にして、甚だ之を怪しみ、愔は曰く、

「始め大王を見而して哭するは、大王が將に戮死し而して族を滅ぼすを哀しむ也。後に乃ち大いに笑うは、大王之愔を得るを喜ぶ也。大王は天子之意を得ると雖も、彼の五人は皆な將相之權に據り、膽略は人に過ぎ、太后を廢すること掌を反すが如し。大王は自ら視るに勢位は太后と孰れが重きや？彼の五人（張柬之・敬暉・崔玄暉・桓彥范・袁恕己）は日夜切齒し、大王之肉を噬せんと欲し、大王之族を盡くすに非ざれば以て其の志を快くするに足らず。大王は此の五人を去さざれば、(12-084p) 危きこと朝露の如し、而るに晏然として尚ほ自ら以て泰山之安きを為す、此れ愔の大王の為に寒心する所以なり。」

三思は大いに悦び、之と登樓し、自ら安んずる之策を問ひ、引いて中書舍人と為し、崔湜と皆な三思の謀主と為る。

■ **[五王棚上げ、武三思の逆クーデター]** 三思は韋后と日夜暉等を譖し、云う、

「功を恃んで專權し、將に社稷に利あらず。」

上は之を信ず。三思等は因りて上の為に畫策す。

「若かず、暉等を封じて王と為し、其の政事を罷めんには、外に功臣を尊寵するを失わず、内に實に之が權を奪うなり。」

上は以て然りと為す。甲午(30)、侍中の齊公の敬暉を以て平陽王と為し、譙公の桓彥范を扶陽王と為し、中書令の漢陽公の張柬之を漢陽王と為し、南陽公の袁恕己を南陽王と為し、特進、同中書門下三品の博陵公の崔玄暉を博陵王と為し、政事を知するを罷め、金帛鞍馬を賜り、朔望に朝せ令む。仍ほ彥范に姓の韋氏を賜り、皇后と同籍とす。尋いで又た玄暉を以て益州長史を檢校し、都督の事に知たらしめ、又た梁州刺史に改める。三思は百官をして復た則天之政を修め令め、武氏に附かざる者は之を斥く。五王の逐う所と為る者は之を復し、大權は盡く三思に歸す矣。

■ 五王之武氏の諸王を削るを請う也、人を求めて表を為らしめ、衆は肯えて為るもの莫し。中書舍人の岑羲は之を為り、語は甚だ激切なり。中書舍人の偃師の畢構は次に表を讀むに當り、辭色は明厲なり。三思は既に志を得、羲を秘書少監に改め、構を出して潤州刺史と為す。

■ **[趙履溫のリアル対応]** 易州刺史の趙履溫は、桓彥范之妻の兄也。彥范之二張を誅するや、

「履溫は其の謀に預る」

と稱し、召して司農少卿と為し、履溫は二婢を以て彥范に遺る。彥范が政事を罷めるに及び、履溫は復た其の婢を奪う。

■ **[宋璟の忠直]** 上は宋璟の忠直を嘉し、屢々（一本に累。紀事本末同じ）黃門侍郎に遷す。武三思は嘗て事を以（為×）て璟に屬す、璟は正色して之を拒みて曰く、

「今太后は既に子の明辟に復す、王は當に侯を以て第に就き、何ぞ尚ほ朝政に干するを得る！獨り産、祿

之事を見ず乎？」

■ **韋安石**を以て檢校中書令を兼ねしめ、**魏元忠**をして檢校侍中を兼ねしめ、又た**李湛**を以て右散騎常侍と為し、**趙承恩**を光祿卿と為し、**楊元琰**を衛尉卿と為す。

■ **【元琰のみ無事】**是より先、**元琰**は**三思**が浸く事を用いるを知り、官を棄てて僧と為らんと請い、上は許さず。**敬暉**は之を聞き、笑いて曰く、

「我をして早く知らしめば、上に勧めて之を許さしめしならん、胡頭を髡去し、豈に妙ならず哉！」

元琰は須（続は鬚）多く、胡に類し、故に**暉**は之に戯まるるなり。**元琰**は曰く、

「功成り名は遂げ、退かざれば將に危うからん。此れ乃ち衷（誠）に由る（誠心より出る）之請いなり、徒らに然るに非ざる也。」

暉は其の意を知り、瞿然（驚き視る）として悦ばず。**暉**等の罪を得るに及び、**元琰**は獨り免かれる。

■ **【上官婕妤は韋后に則天に倣うを勧める】****上官婕妤**は**韋后**に**則天**の故事を襲うを勧め、上表して請う、

「天下の士庶は出母（是れ帝の心を感動し、其れをして武后を念わしむる所以なり）の為に**（12-085p）**喪に服すること三年なり」

と、又た請う、

「百姓の年二十三を丁と為し、五十九（唐の制、二十、六十）にして役を免ず、制度を改易して以て時望を收めん。」

制して皆な之を許す。

【熾烈な権力抗争】

■ **【武三思らの降格】**癸卯（39）、制す、諸武、梁王の**三思**を降して**德靜王**（（県王、夏州に属す県、陝西省榆林道、現・榆林市榆陽区））と為し、定王の**攸暨**を**樂壽**（（深州に属す県、直隸省津海道献県、現・沧州市献県））王と為し、河内王の**懿宗**等十二人を皆な降して公と為し、以て人心を厭かしむ。

■ 甲辰（40）、**唐休璟**を以て左僕射と為し、同中書門下三品は故の如し、**豆盧欽望**を右僕射と為す。

■ **突厥**六月、壬子（48）、左驍衛大將軍の**裴思說**を以て靈武軍大總管に充て、以て突厥に備える。

■ 癸亥（59）、右僕射の**豆盧欽望**に命じて、

「軍國の重事有れば、中書門下共に平章す可し。」

■ **【僕射と宰相】**是より先、僕射は正（続は二）宰相為り、其の後多く中書門下之職を兼ね、午前は朝政を決し、午後は省事（尚書省の事なり）を決す。是に至り、**欽望**（（豆盧欽望））は専ら僕射と為り、敢えて政事に預からず、故に是の命有り。是の後専ら僕射を拜する者は、復た宰相と為らず矣。

■ 又た**韋安石**を以て中書令と為し、**魏元忠**を侍中と為し、**楊再思**を檢校中書令と為す。

■ 丁卯（3）、**孝敬皇帝**（太子弘、帝の兄）を太廟に祔し、**義宗**と號す。

■ 戊辰（4）、洛水は溢れ、二千餘家を流す。

■ 秋、七月、辛巳（17）、太子の賓客の**韋巨源**を以て同中書門下三品とし、西京留守は故の如し。

■ **【張柬之の帰郷】**特進の漢陽王の**張柬之**は表して、襄州に歸りて疾を養うを請う。乙未（31）、**柬之**を以て襄州刺史と為し、州事を知らず、全俸を給す。

■ **【河南大洪水と宋務光の上疏】**河南、北十七州は大水あり。八月、戊申（44）、水災を以て直言を求める。右衛騎曹參軍の西河の**宋務光**は上疏して、以為く、

「水は陰の類にして、臣妾之象なり、恐わくは後庭は外朝之政に干する者有り、宜しく其の萌を杜絶すべ

し。今霖雨は不止まず、乃ち坊門を閉じて（唐の制では、久しく雨降れば坊市の北門を閉じて以て晴れを祈る）以て之を禳い、里巷をして坊門を謂って宰相と為さ使むるに至る、言う、朝廷は之をして陰陽を變理（和らげおさめる）せ使める也。又た、太子は國の本、宜しく早く賢能を擇び而して之を立つべし。又た、外戚は太だ盛んなり、武三思等の如き、宜しく其の機要を解き、厚くするに祿を以て賜わるべし。又た、鄭普思、葉靜能は小技を以て大位を竊む、亦た朝政之蠹也。」

疏は奏され、省せられず。

■壬戌（58）、追いて妃の趙氏（死すること 202 卷高宗上元二年にあり）を立てて恭皇后と為し、孝敬皇帝の妃の裴氏を哀皇后と為す。

■九月、壬午（18）、上は昊天上帝、皇地祇を明堂に祀り、以て高宗に配す。

■[張知審の拔擢] 初め、上は房陵に在り、州司の制約は甚だ急なり。刺史の河東（旧蒲坂、河東郡に属す。隋は加東県、唐は蒲州に属す）の張知審、靈昌（酸棗県を分けて靈昌県を置く。唐は滑州に属す。河南省河北道滑県の西南、現・安陽市滑県）の崔敬嗣は（12-086p）獨り待遇するに禮を以てし、供給すること豐贍、上は之を徳とし、知審を擢んで貝州刺史より左衛將軍と為し、爵の范陽公を賜る。敬嗣は已に卒し、求めて其の子の汪を得、酒を嗜み、職を厘むるに堪えず、五品散官に除す。

■上洛王の韋玄貞を改葬し、其の儀は皆な太原王の故事の如し。

■癸巳（29）、太子の賓客、同中書門下三品の韋巨源は罷めて禮部尚書と為る、其の從父の安石が中書令為るを以ての故也。

■左衛將軍の上邽の紀處訥を以て檢校太府卿を兼ねしめる、處訥は武三思之妻の姉を娶るが故也。

■冬、十月、唐休璟に命じて京師に留守せしむ。

■癸亥（59）、上は龍門に幸す。乙丑（1）、新安に獵し而して還る。

■辛未（7）、魏元忠を以て中書令と為し、楊再思を侍中と為す。

■十一月、戊寅（14）、群臣は皇帝に尊號を上りて應天皇帝と曰い、皇后を順天皇后と曰う。壬午（18）、上は后と太廟に謁謝し、天下に赦す。相王、太平公主に實封を加え、皆な萬戸に滿つ。

■[中宗の西域趣味] 己丑（25）、上は洛城（洛陽皇城の西南を洛城門という門内は洛城殿）の南樓に御し、潑寒胡戲（本は胡中西域康国、サマルカンドに出る。十一月に鼓舞して寒を乞い、水の交潑するを以て楽しみと為す。武後の末年に始めて季多を以て之を為す）を觀る。清源（併州に属す。隋は古の梗陽城に於いて置く。山西省冀寧道徐溝県、現・太原市清徐県）の尉の呂元泰は上疏して、以為く、

「謀れば時寒若う（書の洪範の語。注に曰く、君能く謀るときは、時寒之に順うと。若は順うなり）、何ぞ必ずしも身を裸にして水を揮い、衢路に鼓舞して以て之を索めん！」

疏は奏され、納れず。

【則天武后死後の政争】

■[則天武后崩ず] 壬寅（38）、則天は上陽宮に崩ず、年は八十二。遺制して、

「帝號を去り、則天大聖皇后と稱せしむ。王、蕭の二族（武後の立つや、王皇后、蕭淑妃は幽廢せられて良死を得ず）及び褚遂良（諫死）、韓瑗（諫死）、柳奭（王後の親屬で死す）の親屬は皆な（流竄す）之を赦す。」

■上は諒陰に居り、魏元忠を以て塚宰を攝すること三日。元忠は素より忠直之望を負い、中外は之を頼る。武三思は之を憚り、太後の遺制と矯りて、元忠を慰諭し、賜わるに實封百戸。元忠は制を捧げ、感咽涕泗し、見る者は曰く、

「事は去れり矣！」(その敢えて復た武氏の事を論ぜざるを知るなり)

■十二月，丁卯(3)，上は始めて同明殿(六展に東都の南西の三門の中なるを応天門といい、右を興教門と、左を光政門、その北を崇賢門、その内を集賢門。集賢の東を億歳殿、東を同明殿という)に御して群臣を見る。

■ 〔乾陵合葬の是非〕 太后は將に乾陵に合葬せんとし、給事中の**嚴善思**は上疏して、以為く、
「乾陵の玄宮は石を以て門と為し、鐵をもて其の縫を錮す、今其の門を啟けば、必ず須く鑄鑿すべし。神明の道は(続により補充)體は幽玄を尚び、衆を動かして功を加えれば、恐らくは驚驢多し。況んや合葬するは古に非ず、漢の時に諸陵、皇后は多く合陵せず、魏、晉已降、始めて合する者有り。望むらくは乾陵之傍に於いて更に吉地を擇びて陵と為さんとし、若し神道知る有れば、幽塗自ら當に通會す(12-086p)。若し其れ知る無ければ、之を合わすといえども何の益あらん！」

従わず。

■是の歲、戸部は奏す、

「天下の戸六百一十五萬、口は三千七百一十四萬有奇。」

中宗大和大聖大昭孝皇帝中神龍二年(丙午、706年)

■春，正月，戊戌(34)，吏部尚書の**李嶠**を以て同中書門下三品とし、中書侍郎の**于惟謙**を同平章事とす。

■閏月，丙午(42)，制す、

「太平、長安、安樂、宜城、新都、定安、金城公主(すべて皇女)は並びて開府し、官屬を置く。」

■ 〔敬暉、桓彥范、袁恕己の左遷〕 武三思は敬暉、桓彥范、袁恕己が尚ほ京師に在るを以て、之を忌み、乙卯(51)，出でて滑、洺、豫の三州刺史と為す。

■閩郷の僧の**萬回**(姓は張氏、初め母は觀音の像に祈りて回を妊む。回は生まれて愚なり。八九歳にして乃ち能く語る。父母と雖も亦た豚犬をもって之を畜う。其の兄は安西に戍役し、音問隔絶す。父母は其を遣わして問訊せしむ。一日、朝に備える所を齊して行き、夕に其の家に返る。父母は之を異しむ。弘農は安西を去ること萬里。其の萬里にして回るをもって、因りて萬回と号す。武后は之に錦袍金帯を賜る)に號の法雲公を賜る。

■甲戌(10)，突騎施の酋長の**烏質勒**を以て懷德郡王と為す。

■二月，乙未(31)，刑部尚書の**韋巨源**を以て同中書門下三品とし、仍ほ皇后と宗族を敘す。

■ 〔僧侶・道士に階を加える〕 丙申(32)，僧の**慧范**等九人は並びて五品の階を加え、爵の郡、縣公を賜る。道士の**史崇恩**等三人に五品の階を加え、國子祭酒，同正(員外にして正員と同じをいう)に除せられる。**葉靜能**に金紫光祿大夫を加える。

■ 〔十道の巡察使派遣〕 左、右台及び内外の五品以上の官二十人を選びて十道の巡察使と為し、之に委ねて吏を察し人を撫し、賢を薦め獄を直せしめ、二年に一たび代わり、其の功罪を考え而して之を進退す。易州刺史の**魏**(魏県は魏州に属す、直隸省大名道大名県、現・河北省邯鄲市大名県)人の**姜師度**、禮部員外郎の**馬懷素**、殿中侍御史の**臨漳**(晋の愍帝、諱は鄴、鄴を改めて臨漳と為す。周隋唐は相州に属す。河南省河北道臨漳県。現・河北省邯鄲市臨漳県)の**源乾曜**、監察御史の**靈昌**の**盧懷慎**、衛尉少卿の**滏陽**(漢の武安県、直隸省大名道磁県治、現・河北省邯鄲市磁県)の**李傑**は皆な焉に預る。

■三月，甲辰(40)，中書令の**韋安石**は罷めて戸部尚書と為す。戸部尚書の**蘇瑰**を侍中、西京留守と為す。瑰は、頊之父也。唐休璟は致仕す。

■ 〔宋之遜の裏切り〕 初め、少府監丞の弘農の**宋之問**及び弟の兗州の**司倉**(唐の制に倉曹司倉參軍事は租調・公廩・

庖厨・倉庫・市肆を掌る)の之遜は皆な張易之に附會するに坐して嶺南に貶せられ、逃げて東都に歸り、友人の光祿卿、駙馬都尉の王同皎の家に匿れる。同皎は武三思及び韋后の為す所を疾み、所親と之を言う毎に、輒ち切齒す。之遜は簾下に於いて之を聞き、密に其の子の曇及び甥の校書郎の李俊を遣わして三思に告げ、以て自ら贖わんと欲す。三思は曇、俊及び撫州(漢の南昌南城県の地。呉の孫亮は分けて臨川郡を置く。隋は陳を平らげ、撫州を置く。江西省豫章道臨川縣、現・撫州市臨川区)司倉の冉祖雍をして上書し、

「同皎は洛陽の人の張仲之、祖延慶、武當の丞の壽春(漢には淮南郡に属す。晋は鄭太后の諱を避け、改めて壽陽と曰う。隋は復た壽春縣と曰い、壽州を帯びる)の周憬等と潜に壯士を結び(12-088p)、三思を殺し、因りて兵を勒して闕に詣り、皇后を廢せんと謀る。」

と告げ使む。上は御史大夫の李承嘉、監察御史の姚紹之に命じて其の事を按ぜしめ、又た楊再思、李嶠、韋巨源に銘じて參驗せしむ。仲之は三思の罪狀を言い、事は宮壺に連なる。再思、巨源は陽りて寐ねて聽かず。嶠と紹之に命じて反接して獄に送らしむ。仲之は還顧して、言いて已まず。紹之は命じて之を搦たしめ、其の臂を折る。仲之は大呼して曰く、

「吾は已に汝に負う、死は當に汝を天に訟えん！」

庚戌(46)、同皎等は皆な斬に坐し、其の家を籍沒す。周憬は亡げて比干の廟中に入り、大言して曰く、「比干は古之忠臣なり、吾が此の心を知る！三思は皇后と淫亂し、國家を傾危し、行々當に都市に梟首すべし、見るに及ばざるを恨む耳！」

遂に自ら^{くびはる}剄る。之問、之遜、曇、俊、祖雍は並びて京官(京にある職官、京司官)に除し、朝散大夫を加える。

■ [武三思は韋后と敬暉等を左遷] 武三思は韋后と日夜敬暉等を譖して已まず、復た暉を左遷して朗州刺史と為し、崔玄暉を均州刺史と為し、桓彦范を亳州刺史と為し、袁恕己を郢州(漢の安陸県の地。江左は竟陵郡を置く。西魏は温州を置く。北周は郢州を置く。湖北省襄陽道鍾祥縣、現・荊門市鍾祥市)刺史と為す。暉等と同じく功を立てる者の謝思行等は皆な以て黨與と為し、坐して貶せらる。

■ 大いに員外官を置き、京司より諸州に及び凡そ二千餘人、宦官は七品以上に超遷し員外の官なる者は又た將に千人にならんとす。

■ [魏元忠は袁楚客の進言を入れず] 魏元忠(先に高要の尉に貶せらる、高要縣は端州に帯びる)は端州より還り、相と為り、復た強諫せず、惟だ時と俯仰し、中外は失望す。酸棗(漢・晋は陳留郡に属す。北齊は廢す。隋は開皇六年に復た置き、鄭州に属す。唐は滑州に属す、河南省河北道延津縣、現・新郷市延津縣)の尉の袁楚客は書を元忠に致し、以為く、

「主上は新たに厥の命に服し(書の咸有一續の文)、惟れ厥の徳を新たにす、當に君子を進め、小人を退け、以て大化を興すべし、豈に其の榮寵に安んじ、循默し而して已むのみなる可けんや！今早く太子を建て、師傅を擇び而して之を輔けざるは、一失也。公主が開府して僚屬を置くは、二失也。緇衣(墨染めの衣。転じて、僧)を崇長し、權門に遊走し、勢いを借り賂を納れ使むは、三失也。俳優小人、品秩を盜竊するは、四失也。有司が賢才を選進するに、皆な貨取勢求を以てするは、五失也。宦者を寵進すること、殆んど千人に滿ち、亂を長ずる之階と為すは、六失也。王公貴戚、賞賜度無く、競いて侈靡を為すは、七失也。廣く員外の官を置き、財を傷め民を害するは、八失也。先朝の宮女、自ら便にして外に居るを得、出入に禁無く、請謁を交通するは、九失(上官婕妤・賀婁尚宮の類)也。左道之人、主聽を熒惑し、祿位を盜竊するは、十失(術士の鄭普思、尚衣奉御の葉靜能)也。凡そ此の十失は、君侯正さざれば、誰か之を正す哉！」

元忠は書を得、愧じて謝し而して已む。夏、四月、改めて後の父の韋玄貞に贈りて鄂王と為し、後の四弟(洵・浩・洞・泚)は皆な郡王を贈る。

■己丑(25), 左散騎常侍、同中書門下三品の**李懷遠**は致仕す。

■ [韋月將は流罪後に斬られる] 處士の京兆(続は無し)の**韋月將**は上書して告げる、

「**武三思**は潜に宮掖に通じる、必ず逆亂を為さん。」

上は大いに怒り、(12-089p)命じて之を斬らしむ。黄門侍郎の**宋璟**は奏して推按を請い、上は益々怒り、巾を整えるに及ばず、屣履にて側門(正出の門に非ず。程大昌に曰く、唐の大明宮の朝堂の外の左右金吾仗の側に側門と曰う有り。其の端門の傍側に在るを以てなりと。長安の大明宮の側門を以て之を推せば、洛陽宮の側門、従って知る可きなり)より出で、**璟**に謂って曰く、

「朕は謂えらく已に斬れり、乃ち猶ほ未だ邪！」

命じて趨うながして之を斬らしむ。**璟**は曰く、

「人は言う、中宮は**三思**に私すと、陛下は問わず而して之を誅す、臣は恐る、天下は必ず竊に議する有り。」

固く之を按ぜんを請い、上は許さず。**璟**は曰く、

「必ず**月將**を斬らんと欲すれば、請う先ず臣を斬るべし！然らざれば、臣は終に敢えて詔を奉ぜず！」

上の怒りは少しく解く。左御史大夫の**蘇珣**、給事中の**徐堅**、大理卿の長安尹の**思貞**は皆な以為く、

「方に夏にして戮を行うは、時令に違ふ有り。」

上は乃ち命じて杖を與えて、嶺南に流す。秋分一日を過ぎ、平曉、廣州都督の**周仁軌**は之を斬る。

■ [尹思貞は屈せず] 御史大夫の**李承嘉**は**武三思**に付き、**尹思貞**を朝に誣そとり、**思貞**は曰く、

「公は奸臣に附會し、將に不軌を圖らんとす、先ず忠臣を除く邪！」

承嘉は怒り、**思貞**を劾奏し、出でて青州刺史と為す。或は**思貞**に謂って曰く、

「公は平日言に訥なり、**承嘉**を廷折するに及び、何ぞ其れ敏なる邪？」

思貞は曰く、

「物鳴る能わざる者は、之を激すれば則ち鳴る。**承嘉**は威權を恃みて相い陵しのぎ、僕は義として屈を受けず、亦た言之何くより而して至るかを知らざる也。」

■ **武三思**は**宋璟**を惡み、之を出して貝州刺史を檢校せしむ。

■ 五月、庚申(56)、則天大聖皇后を乾陵に葬す。

■ [武三思は反対派をさらに左遷] **武三思**は**鄭愔**をして告げ使む、

「朗州刺史の**敬暉**、亳州刺史の**韋彥范**、襄州刺史の**張柬之**、郢州刺史の**袁恕己**、均州刺史の**崔玄暉**は王同皎と通謀す。」

六月、戊寅(14)、**暉**を崖州司馬、**彥范**を瀧州司馬、**柬之**を新州司馬、**恕己**を竇州司馬、**玄暉**を白州(漢の合浦県。武徳の初めに南州を置き、仍ほ合浦を分けて博白県を置く。六年に改めて白州と曰う。廣西省蒼梧道博白県治、現・広西壯族自治區玉林市博白県)司馬に貶し、並びて員外置とし、仍ほ長任とし、其の勳封を削る。**彥范**の姓を**桓氏**に復す。

■ [韋后と周仁軌] 初め、**韋玄貞**は欽州に流され(203 卷武后光宅元年にあり)而して卒す、蠻酋の**寧承基**兄弟は逼りて其の女を取る、妻の**崔氏**は與えず、**承基**等は之を殺し、其の四男の**洵**、**浩**、**洞**、**泚**に及び、上は廣州都督の**周仁軌**に命じて兵二萬を將いて之を討た使む。**承基**等は亡げて海に入り、**仁軌**は追いて之を斬り、其の首を以て**崔氏**の墓を祭り、其の部衆を殺掠して殆んど盡く。上は喜び、**仁軌**に鎮國大將軍(唐の武散官に無し、中宗が創設し以て仁軌を寵す)を加え、五府(廣・桂・邕・容・瓊の五都督府)大使に充て、爵の汝南郡公を賜る。**韋后**は簾を隔てて**仁軌**を拜し、父を以て之に事える。**韋后**の敗れるに及び、**仁軌**も黨與を以て誅せらる。

■ **[皇太子を立てる]** 秋，七月，戊申(44)，衛王の**重俊**を立てて**皇太子**と為す。太子は性は明果，而るに官屬は率る貴遊の子弟，(12-090p)為す所は多く不法なり。左庶子の**姚珽**は屢々諫め，**珽**は，**璿**(武後の相)之弟也。

■ 丙寅(2)，**李嶠**を以て中書令と為す。

■ 上は將に西京に還らんとし，辛未(7)，左散騎常侍の**李懷遠**は同中書門下三品なり，東都留守に充てる。

■ **[敬暉、桓彥范らを流罪]** **武三思**は陰に人をして**皇后**の穢行を疏し，天津橋に榜し，廢黜を加えんと請わ令む。上は大いに怒り，御史大夫の**李承嘉**に命じて其の事を窮核せしむ。**承嘉**は奏して言う、「**敬暉、桓彥范、張柬之、袁恕己、崔玄暉**は人をして之を為さ使め，**后**を廢すると雲うと雖も，實は大逆を謀るなり，請う之を族誅せん。」

三思も又た**安樂公主**をして之を内に譖せ使め，侍御史の**鄭愔**をして之を外に言わしめ，上は法司に命じて**結竟**(其の罪を結び、其の獄を竟る也。或るは曰く、竟は盡なり。其の命を盡すなり)せしむ。大理丞の三原の**李朝隱**は奏して稱す、

「**暉等**は未だ推鞠を経ず，遽に誅夷に就く可からず。」

大理丞の**裴談**は奏して稱す、

「**暉等**は宜しく制書に據り斬に處して籍没すべし，應に更に推鞠を加えるべからず。」

上は**暉等**が嘗て鐵券を賜わり，許すに不死を以てするなるを以て，乃ち**暉**を瓊州に，**彥范**を瀼州(隋の將軍劉方始めて此の路を開く。貞觀十二年に劉方の故道を尋ね、行きて交趾に達し、夷獠を開拓し、瀼州を置く。鬱林の西南、交趾の東北にあり。廣西省南寧道上思県の南、現・広西壮族自治区防城港市上思県)に，**柬之**を瀧州(武徳四年に蕭銑を平げ、隋の永熙郡の瀧水県を分けて瀧州を置く。広東省粵海道羅定県、現・雲浮市羅定市)に，**恕己**を環州(貞觀十二年、李弘節は生蠻を開拓し、環州を置く。嶺南道に属す。廣西省柳江道思恩県の西北、現・広西壮族自治区柳州市柳江区)に，**玄暉**を古州(廣西省桂林道古化県南三十里、現・広西壮族自治区桂林市永福県)に長流し，子弟の年十六以上は，皆な嶺外に流される。**承嘉**を擢んで金紫光祿大夫，爵の襄武郡公に進め，**談**を刑部尚書と為す。**李朝隱**を出して聞喜令と為す。

■ **[武三思の追い打ち]** **三思**は又た**太子**を諷して上表し，**暉等**の三族を夷げるを請わしめ，上は許さず。中書舍人の**崔湜**は**三思**を説いて曰く、

「**暉等**は異日北歸すれば，終に後患と為らん，如かず遣使して制を矯めて之を殺さんには。」

■ **[周利用が彥范らを惨殺、拔擢]** **三思**は問う、

「誰か使者とす可きや」

と，**湜**は大理正の**周利用**を薦める。**利用**は先に五王の惡む所と為り，嘉州司馬に貶せられ，乃ち**利用**を以て右台侍御史を攝し，使いを嶺外に奉ぜしむ。比に至り，**柬之、玄暉**は已に死し，**彥范**に貴州(漢の廣鬱県、古の西甌駱越の居る所。後漢の谷水、鬱林の太守と為り、烏滸人十余万を降し、七県を開置せしは、即ち此处なり。地は廣州の西南、安南府の北に在り。邕管の管する所の郡県是なり。隋は鬱林を分けて鬱平県を置く。南定州に属す。武徳に南尹州と曰い、貞觀八年に貴州と曰う。廣西省蒼梧道貴県の南、現・貴港市桂平市)に遇い，左右をして之を縛し，竹槎之上に曳か令め，肉は盡き骨に至り，然る後に杖殺す。**暉**を得，高し而して之を殺す。**恕己**は素より黄金を服し，**利用**は之に逼りて野葛(毒草、俗呼びて胡曼草と為す)汁を飲ま使め，數升を盡くせども死なず，憤に勝えず，地を搥き，爪甲は殆んど盡き，仍ほ捶ちて之を殺す。**利用**は還り，擢んで御史中丞に拜す。**薛季昶**は儋州司馬に累貶せられ。藥を飲んで死す。

■ **[武三思の五狗]** **三思**は既に五王を殺し，權は人主を傾け，常に言う、

「我は知らず、代間(世間、太宗の諱を避けて世を代となす)に何者を之を善人と謂い、何者を之を惡人と謂うかを。」

但だ我に於いて善なる者は則ち善人と為し、我に於いて悪なる者は(12-091p)則ち悪人と為す耳。」
時に兵部尚書の宗禁客、將作大匠の宗晉卿、太府卿の紀處訥、鴻臚卿の甘元東は皆な三思の羽翼と為る。
御史中丞の周利用、侍御史の冉祖雍、太僕丞の李俊、光祿丞の宋之遜、監察御史の姚紹之は皆な三思の耳目と為り、時の人は之を五狗と謂う。

■九月，戊午(54)，左散騎常侍、同中書門下三品の李懷遠は薨ず。

■**[李嶠は濫官之弊を言う]**初め、李嶠は吏部侍郎と為り、私恩を樹てんと欲し、再び入りて相にならんと求め、奏して大いに員外官を置き、廣く貴勢親識を引く。既に而して相と為り、銓衡は序を失い、府庫は減耗し、乃ち更に表して濫官之弊を言い、且つ位を遜するを請う。上は慰諭して許さず。

■冬，十月，己卯(15)，車駕は東都を發し、前檢校の并州長史の張仁願を以て左屯衛大將軍を檢校し、洛州長史を兼ねしむ。戊戌(34)，車駕は西京に至る。十一月，乙巳(41)，天下に赦す。

■**[竇從一は權貴に諂附]**丙辰(52)，蒲州刺史の竇從一を以て雍州刺史と為す。從一は、德玄(201 卷高宗の麟徳元年にあり)之子也、初めの名は懷貞、皇后の父の諱を避け、名を從一と更め、多く權貴に諂附す。太平公主は僧寺と碾磑(水車と石臼)を争い、雍州の司戸(唐の制では、戸曹司戸參軍事は、戸籍・計帳・道路・過所・鐳符・雜徭・通負・良賤・芻藁・逆旅・婚姻・田訟を掌る)の李元紘は判じて僧寺に歸す。從一は大いに懼れ、亟に元紘に命じて改め判ぜしむ。元紘は判の後に大署して曰く、

「南山は移す可きも、此の判は動く無し！」

從一は奪う能わず。元紘は、道廣(205 卷武后萬歲通天元年にあり)之子也。

■**[鄭普思反逆、流刑]**初め、秘書監の鄭普思は其の女を後宮に納れ、監察御史の靈昌の崔日用は之を劾奏す、上は聽さず。普思は黨を雍、岐二州に聚め、亂を作さんと謀る。事は覺われ、西京留守の蘇瑰は收系して、之を窮治す。普思の妻の第五氏は鬼道を以て幸を皇后に得、上は瑰に敕して治する勿からしむ。車駕が西京に還るに及び、瑰は之を廷争し、上は瑰を抑え而して普思を佑ける。侍御史の范獻忠は進みて曰く、

「請う蘇瑰を斬らん！」

上は曰く、

「何の故なるや？」

對えて曰く、

「瑰は留守の大臣と為り、先ず普思を斬りて、然る後に奏聞する能わず、之をして聖聽を熒惑せ使む、其の罪は大なり矣。且つ普思の反狀は明白なり、而るに陛下は曲げて申理を為す。臣は聞く王者は死せず、殆んど是を謂う乎！臣は願わくは先ず死を賜わらん、北面して普思に事える能わず。」

魏元忠は曰く、

「蘇瑰は長者なり、刑を用いるに枉げず。普思は法に死に當る。」

上は已むを得ず、戊午(54)、普思を儋州に流し、餘黨は皆な伏して誅せらる。

突厥■**[突厥侵入]**十二月，己卯(15)，突厥の默啜は鳴沙(武徳二年に鳴沙県を以て會州を置く。貞觀六年に州を廢し更に環州を置く。九年に州廢し、県を以て還た靈州に属す。甘肅省寧夏道中衛県の地)を寇し、靈武軍大總管の沙吒忠義は與に戦い、軍は敗れ、死者は六千餘人。丁巳(53)、突厥は進みて原、會(武徳二年に平涼郡會寧鎮を以て西會州を置く。貞觀八年に會州と改める。甘肅省蘭山道靖遠県東北、現・白銀市会寧県)等の州を寇し、隴右の牧馬萬餘匹を掠め而して去る。忠義の官を免ず。

■ **[郭元振は動じず]** 安西大都護の**郭元振**は突騎施の**烏質勒**の牙帳に詣りて軍事を議す。天は大いに風雪し、(12-092p)元振は帳前に立ち、**烏質勒**と語る。之久しく、雪は深く、**元振**は足を移さず。**烏質勒**は老し、寒に勝たず、會罷み而して卒す。其の子の**娑葛**は兵を勒して將に**元振**を攻めんとし、副使御史(之×)中丞の**解琬**は之を知り、**元振**に夜逃げ去らんと勧める。**元振**は曰く、

「吾は誠心を以て人を待つ、何ぞ疑懼する所あらん！且つ深く寇庭に在り、逃げても將に安くに適かん！」安臥して動かず。明くる旦、入りて哭し、甚だ哀しむ。**娑葛**は其の義に感じ、**元振**を待つこと初めのごとし。戊戌(34)、**娑葛**を以て嘸鹿州都督、懷徳王を襲わしむ。

■ **[安樂公主は驕恣]** **安樂公主**は寵を恃んで驕恣し、官を賣り獄を鬻ぎ、勢いは朝野を傾く。或は自ら制敕を為り、其の文を掩う、上をして之を署せ令む。上は笑い而して之を従い、竟に視ざる也。自ら**皇太女**と為るを請う、上は従わずと雖も、亦た譴責せず。

中宗大和大聖大昭孝皇帝中景龍元年（丁未，707年）

■ **[突厥]** **[突厥を制する策、盧輔は待つことを進言]** 春，正月，庚戌(46)，制して突厥の**默啜**が邊を寇すを以て、内外の官に命じ各々突厥を平らぐる之策を進めしむ。右補闕の**盧輔**は上疏して、以為く、

「**郤谷**は禮樂を悦び、詩書に敦く、晉の元帥為り(左傳に、晉の文公は被廬に蒐し、三軍を作り、元帥を謀る。趙衰は曰く、郤谷可なりと。臣は亟々其の言を聞くに、禮樂を悦び、詩書に敦し。詩書は義の府なり、禮樂は徳の則なり。徳義は利の本なり。君其れこれを試みよと。乃ち郤谷をして中軍に將たらしむ)。**杜預**は射は禮を穿たず、吳を平らぐる之勳を建てる(81 卷晉の武帝太康元年にあり)。是に知る、中權(中軍にて謀を制す)は謀を制し、一夫之勇を取らざるを。**沙吒**の忠義の如きは、驍將之材なり、本以て大任に當るに足らず。又た、鳴沙之役(鳴沙の敗もまた沙吒の忠義を指す)は、主將は先ず逃げ、宜しく邦憲を正すべし。賞罰は既に明らかにして、敵は服せざる無し。又た、邊州の刺史は、宜しく其の人を精擇し、之をして卒乗を蒐め、資糧を積み、來たれば則ち之(史×)を御ぎ、去れば則ち之に備え使むべし。去歲四方に旱災あり、未だ師を興すに易からず。當に内を理めて以て外に及ばせ、近きを緩んじて以て遠きを來たし、倉廩が實ち、士卒か練じるを俟ち、然る後に大舉して以て之を討つべし。」上は之を善しとす。

■ **[崇恩廟の優遇を取りやめ]** 二月，丙戌(22)，上は**武攸暨**、**武三思**を遣わして乾陵に詣りて雨を祈らしむ。既に而して雨は降り、上は喜び、制して**武氏**の崇恩廟(帝は既に復辟し、武氏の崇尊廟を改めて崇恩廟と為す。太后崩じ、崇恩廟・吳陵・順陵を廢すること、204 卷天授二年にあり)及び吳陵、順陵を復し、因りて**鄂王**(去年、后の父章玄貞を封じて**鄂王**と為す)廟を名づけて褒徳と曰い、陵を榮先と曰う。又た制(続は詔)して崇恩廟の齋郎は五品の子を取りて充てる。太常博士の**楊孚**は曰く、

「太廟は皆な七品已下の子を取りて齋郎と為し、今崇恩廟は五品の子を取り、未だ知らず太廟は當に如何？」

上は命じて太廟も亦た崇恩廟に准ぜしむ。**孚**は曰く、

「臣を以て君に准ずるすら、猶ほ僭逆と為す、況んや君を以て臣に准ずるを乎！」

上は乃ち止む。

■ **[武史のままでは中興と言えず]** 庚寅(26)，敕して諸州の中興寺觀(神龍元年に天下の諸州に勅して、各々大唐中興寺觀を置かしむ)を改めて龍興と為し、

「今より事を奏するに(12-093p)中興と言ふを得ず。」(武氏の後を襲ぎ、其の政を改めざるをいう)

と、右補闕の**權若訥**は上疏して、以為く、

「天、地、日、月等の字(204 卷武后天授元年に制定)は皆ち**則天**の能事なり、賊臣**敬暉**等は前規を輕紊す。今之を削るは淳化に益無し、之を存するは孝理に光有り。又た、神龍元年制書し、一事以上、並びに貞觀の故事に依らしむ、豈に近く母儀を捨て、遠く祖徳を尊ぶ可けんや！」

疏は奏され、手制(史は中宗が是非の心無きを言う)して褒美す。

■**吐蕃**三月，庚子(36)，吐蕃は其の大臣の**悉薰熱**を遣わして入貢す。

■**吐蕃**夏，四月，辛巳(17)，上の養う所の雍王の**守禮**の女の**金城公主**を吐蕃の**贊普**にて妻あわす。

■**突厥**五月，戊戌(34)，右屯衛大將軍の**張仁願**を以て朔方道大總管と為し、以て突厥に備う。

■上は歳早し谷貴きを以て、太府卿の**紀處訥**を召して之を謀る。明くる日、**武三思**は知太史事の**迦葉志忠**(天竺の姓)をして奏せ使む、

「是の夜、**攝提**(攝提の斗杓の南に直り、時節を建てて禮祥を伺うを主る。攝提・太微宮・帝坐の諸星に皆恒星にして移動すべきに非ず。攝提の諸星が動きて太微宮の帝坐に入る等とは必ず無き事なり。三思、特に志忠をして傳會して以て諛を獻ぜしむるなり)は太微宮に入り、帝座(太微宮中に太帝の坐あり)に至り、大臣は宴見して忠を天子に納れるを主さどる。」

上(史は帝の愚暗にして、下の罔ふる所と為るを言う)は以て然りと為す、敕して、

「**處訥**は忠誠にして、**玄象**(天象なり)に徹す」

と稱し、衣一襲、帛六十段を賜る。

■六月，丁卯(3)朔，日之を食する有り。

■姚嵩道討擊使、監察御史の晉昌の**唐九徵**は姚州の叛蠻を撃ちて、之を破り、斬獲は三千餘人。

【大使の暴走と鎮圧、武三思誅殺】

■ **[皇后・安樂公主・武三思の太子いじめ]** 皇后は太子の**重俊**(後宮の生む所。史は其の姓氏を失う)が其の生む所に非ざるを以て、之を惡む。特進の德靜王の**武三思**は尤も太子を忌む。**上官婕妤**は三思の故を以て、制敕を下す毎に、**武氏**を推尊す。**安樂公主**は駙馬左衛將軍の**武崇訓**と與に常に太子を陵侮し、或は呼びて奴と為す。**崇訓**も又た公主に教えて上に言い、太子を廢し、己を立てて**皇太女**と為すを請う。太子は積みて平らかなる能わず。

■ **[太子の反乱鎮圧、武三思殺害]** 秋，七月，辛丑(37)，太子は左羽林大將軍の**李多祚**、將軍の**李思冲**、**李承況**、**獨孤禕之**、**沙吒忠義**等と、制を矯め羽林千騎兵三百餘人を發し、三思、崇訓を其の第に殺し、親黨十餘人を並す。又た左金吾大將軍の成王の**千里**及び其の子の天水王の**禕**をして兵を分けて宮城の諸門を守ら使む、太子は**多祚**と兵を引いて肅章門より關を斬り而して入り、閣を叩きて**上官婕妤**を索す。**婕妤**は大言して曰く、

「其の意を觀るに先ず**婉兒**(上官婕妤)を索し、次に**皇后**を索し、次に大家に及ばんと欲す。」

上は乃ち**韋后**、**安樂公主**、**上官婕妤**と玄武門の樓に登り以て兵鋒を避け、左羽林大將軍の**劉景仁**をして飛騎百餘人を帥いて樓下に屯せ使め以て自ら衛る。**楊再思**、**蘇瑰**、**李嶠**は兵部尚書の**宗楚客**、左衛將軍の**紀處訥**と兵二千餘人を擁して太極殿前に屯し、閉門して自ら守る。**多祚**は先ず玄武樓の下に至り、樓に升らんと欲し、宿衛は之を拒む。**多祚**は太子と(12-094p)狐疑し、兵を按じて戦わず、上が之を問わんことを冀う。宮闈令(唐の制度では宮闈局令は從七品下、内侍省に屬し、宮闈に侍奉し管籥を出入りするを掌る)の石城(羅州に屬す。漢の合浦県の地)の**楊思勳**は上の側(てい)に在り、之を撃たんと請う。**多祚**の婿の羽林中郎將の**野呼利**は前鋒總管と為り、**思勳**は刃を挺(抜く)して之を斬り、**多祚**の軍は氣を奪われる。上は檻に據り俯して**多祚**の將いる所の

千騎に謂って曰く、

「汝の輩は皆な朕の宿衛之士なり、何為れぞ多祚に従いて反するや？苟くも能く反者を斬れば、富貴ならざるを患うる勿かれ。」

是に於いて千騎は**多祚**、**承況**、**禕之**、**忠義**を斬り、餘衆は皆な潰える。成王の**千里**、天水王の**禧**は右延明門(大極殿の左右にあり)を攻め、將に**宗楚客**、**紀處訥**を殺さんとし、克たず而して死す。太子は百騎を以て終南山に走り、鄠西に至り、能く屬する者は才に數人、林下に憩い、左右の殺す所と為る。上は其の首を以て太廟に獻じ及び**三思**、**崇訓**之柩を祭り、然る後に之を朝堂に梟す。成王の**千里**の姓を更めて**虺氏**と曰う、同黨は皆な伏して誅せらる。

■ **【寧嘉勛のみ號哭、左遷】** 東宮の僚屬は敢えて太子の屍に近づく者無し、唯だ永和(山西省河東道永和県、現・臨汾市永和県)縣丞の**寧嘉勛**は衣を解きて太子の首を裹みて號哭し、興平の丞に貶せらる。(新唐書には平興に作る。平興は漢の高興県の地、宋は平興県を置き、宋熙郡を帯びる。隋は郡を廃し、平興県を以て端州に属す。廣東省粵海道高明県の西三十里。岐州に興平県有り、畿内なり。永和は外県なり。嘉勛が若し外県の丞より畿内の県の丞を得るならば貶にあらず。此れ必ず嶺外の興平に貶せられしなり、新唐書に従うべし)

■ **【諸門の守者を許す】** 太子の兵の經る所の諸門の守者は皆な坐して流される。**韋氏**之黨は奏して悉く之を誅するを請い、上は更に法司に命じて推斷せしむ。大理卿の宋城の**鄭惟忠**は曰く、

「大獄は始めて決し、人心は未だ安ぜず、若し復た改めて推する有れば、則ち反仄する者は衆ならん矣。」
上は乃ち止む。

■ **楊思勛**を以て銀青光祿大夫と為し、内常侍(唐では正五品下、漢の世の中常侍なり。内侍省は内侍四人、内常侍六人、内侍の職は内に在りて侍奉し宮掖に出入りし、詔令を宣伝するを掌り、掖庭・宮闈・奚官・内僕・内府五局の官屬を総べる。内常侍は之が貳なり)を行わしむ。癸卯(39)、天下に赦す。

■ **【安樂公主のgori押し】** **武三思**に太尉、**梁宣王**を、**武崇訓**に開府儀同三司、**魯忠王**を贈る。**安樂公主**は**永泰公主**の故事を用いて、**崇訓**の墓を以て陵と為すを請う。給事中の**盧粲**は之を駁し、以為く、

「永泰の事(死すること前卷元年にあり、帝は復辟し、主禮を以て改葬し、特恩にて墓を号して陵と為す。亦た禮に非ざるなり)は特恩に出ず、今魯王の主婿なり、比と為す可からず。」

上は手ずから敕して曰く、

「安樂は永泰と異なる無し、同穴之義は、今古殊ならず。」

粲は又た奏して、以為く、

「陛下は膝下之愛を以て施きて其の夫に及び、豈に上下をして辨無く、君臣をして一貫なら使む可けん哉！」

上は乃ち之に従う。公主は怒り、**粲**を出して**陳州**(河南省開封道淮陽県、現・周口市淮陽区)刺史と為す。

■ **【席豫は逃げ出す】** **襄邑**(漢晋の陳留郡に属す県。北魏は陽夏郡に属す。北齊は廢す。隋の開皇十六年に復た置く、宋州に属す。河南省開封道睢県の西一里、現・商丘市亳州市)尉の**襄陽**(湖北省襄陽道襄陽県、現・襄陽市襄城区)の**席豫**は**安樂公主**が太女と為るを求めるを聞き、歎じて曰く

「**梅福**(31卷漢の成帝永始三年にあり)は**王氏**を譏切す、(12-095p)獨り何人哉！」

乃ち上書して太子を立てるを請い、言は甚だ深切なり。**太平公主**は表して諫官と為さんと欲す。**豫**は之を恥じて、逃げ去る。

■ 八月、戊寅(14)、**皇后**及び王公已下は表して尊號を上りて**應天神龍皇帝**と曰い、玄武門を改めて神武門と為し、樓を制勝樓と為す。**宗楚客**も又た百官を帥いて表し**皇后**に尊號を加えて**順天翊聖皇后**と曰わん

と請う。上は並びに之を許す。

■ **[帝は相王を守る]** 初め、右台大夫の蘇珣は太子の重俊之黨を治め、囚は相王を引く者有り、珣は密に之が為に申理し、上は乃ち問わず。是より安樂公主及び兵部尚書の宗楚客は日夜相王を譖せんと謀り、侍御史の冉祖雍等をして相王及び太平公主を誣奏し、云わ使む、

「重俊と通謀す、請う收めて制獄に付せん。」

上は吏部侍郎兼御史中丞の蕭至忠を召して、之を鞠せ使む。至忠は泣いて曰く、

「陛下は富は四海を有ち、一弟一妹を容れる能わず、而して人をして羅織して之を害せ使むる乎！相王は昔皇嗣と為り(206 卷武后聖曆元年にあり)、固く則天に請い、天下を以て陛下に譲り、累日食わず、此れ海内の知る所。奈何して祖雍の一言を以て而して之を疑うや！」

上は素より友愛なり、遂に其の事を寝ねる。

■ **[相王は武韋之世に難を免る]** 右補闕の浚儀(古の大梁なり。漢より以来、陳留郡に属す)の吳兢は祖雍之謀を聞き、上疏して、以為く、

「文明より以来、國之祚胤は、絶えざること線(続は綫)の如く、陛下は龍興するや(事は上の神龍元年にあり)、恩は九族に及び、之を瘴海に求め、之を闕庭に升らせる。況んや相王は同氣の至親なり、六合に貳無、而るに賊臣は日夜連謀し、乃ち之を極法に陥さんと欲す。禍亂之根は、將に此より始まる。夫れ任ずるに權を以てすれば則ち疏と雖も必らず重く、其の勢いを奪えば則ち親と雖も必ず輕し。古より異姓を委信し、骨肉を猜忌し、以て國を覆し家を亡ぼす者は、幾何人ぞや矣！況んや國家枝葉いくばくか無きや、陛下は極に登り未だ久しからず、而るに一子は兵を弄するを以て誅を受け(重俊)、一子は愆違を以て遠竄され、惟だ一弟を餘し朝夕左右す、尺布斗粟(14 卷漢の文帝七年にあり)之譏は、慎まざる可からず、《青蠅》之詩(周人、幽王が讒を信じるを刺するなり)は、まこと良に畏る可き也！」

相王は寛厚恭謹、安恬にして讓を好み、故に武、韋之世を経、竟に難を免る。

■ **[魏元忠は無事に致仕]** 初め、右僕射、中書令の魏元忠は武三思の權を擅にするを以て、意は常に憤鬱(憤郁×)す。太子の重俊の兵を起こすに及び、元忠の子の太僕少卿の升に永安門に遇い、脅して以て自ら隨い、太子は死し、升は亂兵の殺す所と為る。元忠は揚言して曰く、

「元忠(元惡×)は已に死せり、鼎鑊と雖も何ぞ傷まん！但だ太子の隕没するを惜しむ耳！」

上は其の功有るを以て、且つ高宗、武後の重んずる所と為り、故に釋して問わず。兵部尚書の宗楚客、太府卿の紀處訥等は共に元忠を證して、云う、

「太子と通謀せり、其の三族を夷ぐを請う。」

制して許さず。元忠は懼れ、表して官爵を解き、散秩を以て第に還らんと請う。丙戌(22)、上は手ずから敕して僕射を解き(12-096p)、特進、齊公を以て致仕するを聽し、仍ほ朔望に朝せしむ。

■ **[新人事体制]** 九月、丁卯(3)、吏部侍郎の蕭至忠を以て黃門侍郎と為し、兵部尚書の宗楚客を左衛將軍と為し、兼太府卿の紀處訥を太府卿と為し、並びて同中書門下三品とす。中書侍郎、同中書門下三品の于惟謙は罷めて國子祭酒と為す。

■ 庚子(36)、天下に赦し、改元(景龍)す。

■ **[魏元忠を渠州司馬に左遷]** 宗楚客等は右衛郎將の姚廷筠を引いて御史中丞と為し、魏元忠を劾奏して、以為使む、

「侯君集は社稷の元勳なり、其の反を謀る(197 卷永徽四年)に及び、太宗は群臣に就きて其の命を乞い而して

得ず、竟に流涕して之を斬る。其の後に房遺愛、薛萬徹、齊王祐(196 卷貞觀十七年にあり)等は逆を為すや、復た懿親なりと雖も、皆な國法に従う。元忠の功は君集に逮ばず、身は又た國戚に非ず、李多祚等と謀反し、男は逆徒に入り、是れ宜しく族を赤にし宮を汚す。但だ朋黨有り辭を飾りて營救し、以て聖聽を惑わす、陛下の仁恩は、其の過ちを掩わんと欲す。臣が龍鱗を犯し、聖意に忤う所以の者は、正に事の宗社に關するを以てする耳。」

上は頗る之を然りとす。元忠は坐して大理に系がれ、渠州(漢の宕渠県。北魏は流江県及び流江郡を置く。梁は渠州を置く。北周は改めて北宕渠郡と為す。唐は復た渠州を置く、四川省東川道渠県治、現・達州市渠県)司馬に貶せらる。

■ [上は元忠の弾劾に賛成せず] 宗楚客は給事中の冉祖雍をして奏言せ令め、

「元忠は既に大逆を犯し、應に出でて渠州に佐するべからず。」

楊再思、李嶠も亦た之に賛す。上は再思等に謂って曰く、

「元忠は驅使すること日久しく、朕は特に矜容す、制命は已に行われ、豈に宜しく數々改むるや！輕重之權は、應に朕より出ざるべし。卿等は頗る奏するも、殊に朕の意に非ず！」

再思等は惶懼して拜謝す。

■ [袁守一も元忠を弾劾] 監察御史の袁守一も復た表して元忠を弾じて曰く、

「重俊は乃ち陛下之子なり、猶ほ昭憲を加える。元忠は勳に非ず戚に非ず、焉んぞ獨り嚴刑に漏るるを得るや！」

甲辰(40)、又た元忠を務川(漢の西陽県の地。隋の開皇の末、鰲豨を昭憲し、務川県を置く。巴東郡に属す。唐は思州を置く。貴州省鎮遠道務川県、現・遵義市務川コーラオ族ミャオ族自治県)の尉に貶す。

■ [上は元忠を再々擁護] 之頃して、楚客は又た袁守一をして奏言せ令む：

「則天は昔三陽宮に在りて不豫なり、狄仁傑は奏して陛下が監國するを請う、元忠は密に奏して以て不可と為し、此れ則ち元忠が逆を懐くこと日久しきなり、請う嚴誅を加えん！」

上は楊再思等に謂って曰く、

「朕を以て之を思うに、人臣の主に事えるは、必ず一心に在り。豈に主上に小しく疾めば、遽に太子の事に知するを請う有らんや！此れ乃ち仁傑は私恩を樹てんと欲するなり、未だ元忠に失有るを見ず。守一は前事を借りて以て元忠を陥れんと欲す、其れ可なり乎！」

楚客は乃ち止む。

■ [元忠は行路に死す] 元忠は行きて涪陵に至り而して卒す。

■ [慧范の放逐] 銀青光祿大夫、上庸公、聖善(武后の為に福を資し、母氏聖善の義を取るなり。長安城中章善坊に在り)、中天、西明(延康坊に在り、本は隋の越国公楊素の宅。貞觀の初め、濮長泰に賜る。泰死し乃ち立てて寺と為す)三寺主の慧范は東都に於いて聖善寺を作り、長樂坡(長安城の東に在り、之を灤坡と謂う)に大像を作り(12-097p)、府庫は之が為に虚耗す。上及び韋后は皆な之を重んじ、勢いは内外を傾け、敢えて指目する者無し。戊申(44)、侍御史の魏傳弓は其の奸贓四十餘萬を發いて、極法に置かんと請う。上は之を宥さんと欲す、傳弓は曰く、
「刑賞は國之大事なり、陛下は賞已に妄りに加える、豈に宜しく刑の及ばざる所なるべし！」

上は乃ち慧范を削黜して、家に放つ。

■ [宦官の薛思簡の横暴] 宦官の左監門大將軍の薛思簡等は安樂公主に寵有り、縦暴不法なり、傳弓は奏し之を誅さんと請い、御史大夫の竇從一は懼れ、固く之を止める。時に宦官は事を用い、從一は雍州刺史及び御史大夫と為り、誤りて訟える者の須無きを見れば、必ず曲げて承接(意に宦官と以為いて然るなり)を加える。

■楊再思を以て中書令と為し、韋巨源、紀處訥を並せて侍中と為す。

■壬戌(58)、左、右羽林千騎を改めて萬騎と為す。

■突厥冬，十月，丁丑(13)、左屯衛將軍(大將軍とすべし)の張仁願に命じて朔方道大總管に充て、以て突厥を撃たしめ。至る比おい、虜は已に退き、追撃し、大いに之を破る。

■蘇安恆の誅殺習藝館(本は内文学館と名づく。官人の文学有る者一人を選びて学士と為し、宮人を教習す。武后は改めて習藝館と為す。又た、改めて翰林内教坊と為す。地の禁中に在るを以てなり)の内教の蘇安恆は、矜高にして奇を好み、太子の重俊之武三思を誅する也、安恆は自ら言う、
「此れ我之謀なり」。

太子は敗れ、或は之に告げる。戊寅(14)、伏して誅せらる。

■十二月，乙丑(1)朔，日之を食する有り。

■李乂は漁撈禁止を諫める是の歳、上は使者を遣わし道を分けて江、淮に詣り生を贖わしむ(帝は江淮の人が魚鱉を采捕するを以て生を傷うと為し道を分けて使いを遣わして錢物を以て之を贖わしむ)。中書舍人の房子(漢の常山郡に属す。唐は趙州に属す。直隸省大名道臨城県の西南、現・邢台市臨城県の)李乂(李又×)は上疏して諫めて曰く、

「江南の郷人(郷民というべきを、李世民の名を忌む)は采捕を業と為す、魚鱉(鱉は魚鱉)之利、黎元の資する所なり。雲雨之私は末類に沾う有りと雖も、而も生成之恵みは未だ平人に洽かず。何となれば則ち？江湖之饒なるは、生育限り無く、府庫之用は、支供殫き易し。之を費すこと若し少ければ、則ち濟う所何ぞ成らん！之を用いること倘し多ければ、則ち常支闕ける有らん。其の(続により補充)物を拯うに在りては、豈に人を憂うるに若かんや！且つ生を鬻ぐ之徒は、唯だ利斯(続は是)れ視る、錢刀(貨幣、古に金刀錢布有り)は日々に至り、網罟年々に滋からん、之を施すこと一朝にして、之を營むこと百倍せん。未だ若かず、救贖之錢物を回らし、貧無之徭賦を減ぜんには、國を活かし人を愛するは、其の福は彼に勝たん。」

令和7年6月9日 翻訳開始 11530 文字

令和7年7月9日 翻訳終了 24337 文字